

集落営農実態調査の概要(九州) (平成20年2月1日現在)

この調査は、集落営農の実態を全国統一的な基準で網羅的に把握し、集落営農の組織化・法人化の支援施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的に実施したものです。

注：1) ここでいう「集落営農」とは、「集落」を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいいます。このため、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の対象となる集落営農とは必ずしも一致しません。

2) 調査は、統計・情報センター職員が、市町村を対象として調査票を配布・回収する自計申告調査の方法により実施しました。

- 集落営農は引き続き増加 -

1 集落営農数

平成20年2月1日現在の集落営農数は2,470となり、前回調査(平成19年2月1日現在)時に比べ74(3.1%)増加しました。

九州を各県別にみると佐賀県が673と最も多く、次いで福岡県が643、熊本県が449の順となっています。

図1 集落営農数の推移(九州)

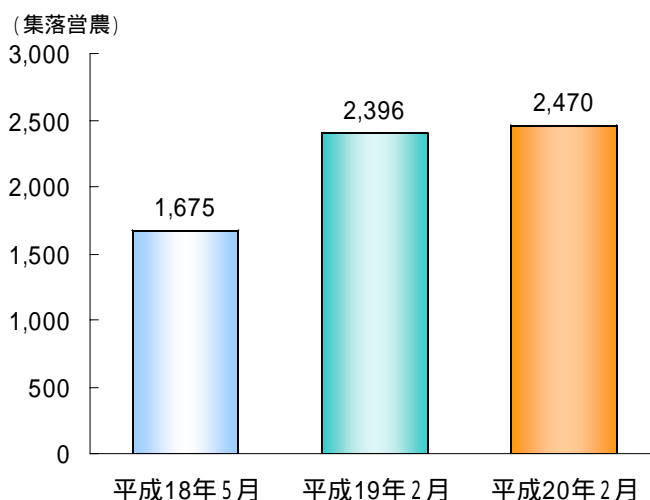


表1 集落営農数

単位：集落営農

区分	平成19年	平成20年			増減率 (%)
		計	新規 (統合・分割による増加を含む)	解散・廃止 (統合による減少を含む)	
全 国	12 095	13 062	1 918	951	8.0
九 州	2 396	2 470	264	190	3.1
福 岡	685	643	57	99	6.1
佐 賀	684	673	7	18	1.6
長 崎	91	89	11	13	2.2
熊 本	380	449	99	30	18.2
大 分	385	426	63	22	10.6
宮 崎	80	90	13	3	12.5
鹿 児 島	91	100	14	5	9.9

2 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)への加入状況

水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農数は1,504(法人組織を含む)となっており、全集落営農の60.9%を占めています。また、加入していない集落営農の966のうち81(8.4%)が加入を予定しています。

図2 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)への加入状況(九州)

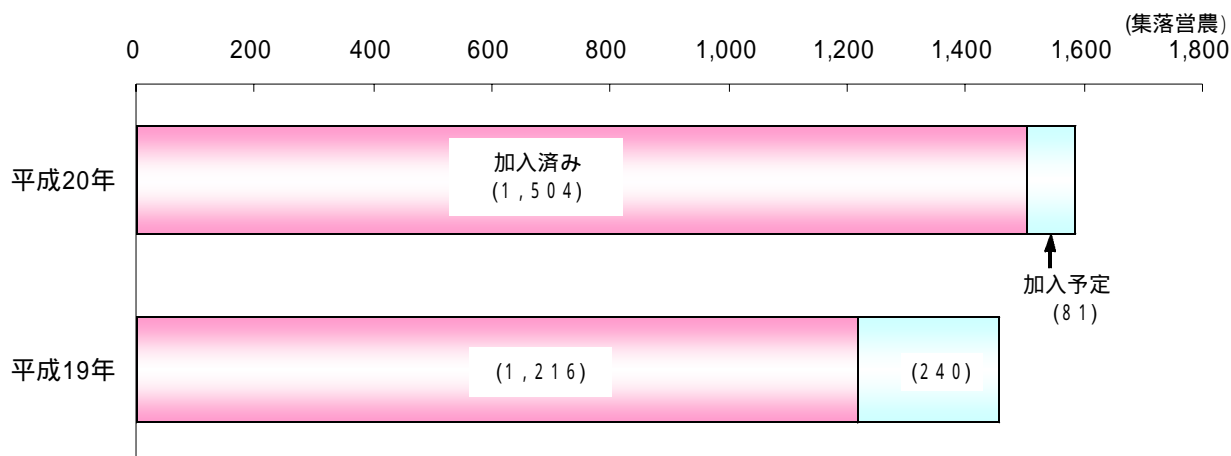


表2 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)への加入状況

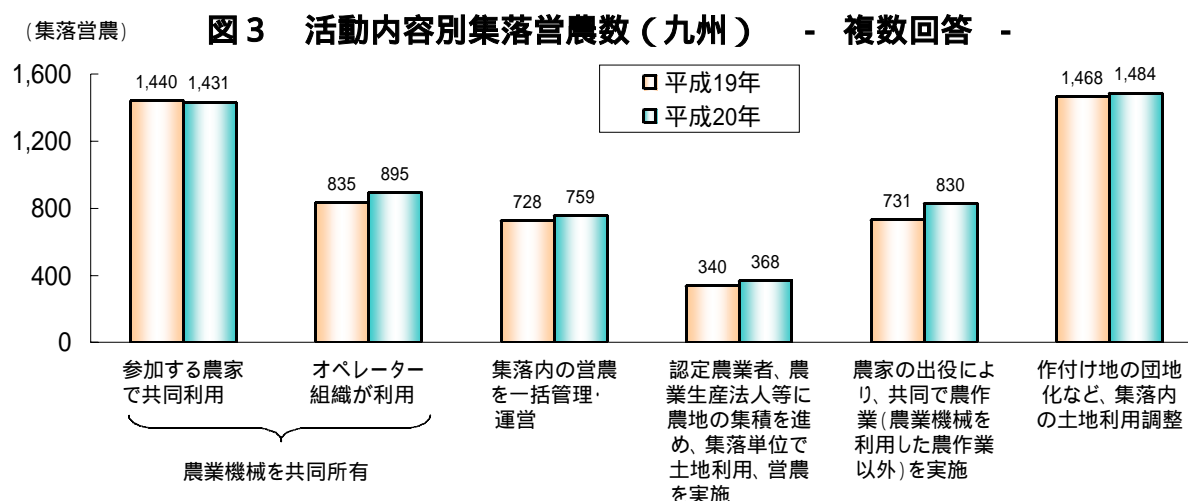
単位：集落営農

区分	平成20年				(参考) 平成19年 加入数
	計	加入している	加入していない	今後加入する 予定がある	
全 国	13 062	6 663	6 399	560	3 545
九 州	2 470	1 504	966	81	1 216
福 岡	643	444	199	7	365
佐 賀	673	479	194	4	468
長 崎	89	57	32	4	36
熊 本	449	310	139	11	177
大 分	426	193	233	31	170
宮 崎	90	5	85	14	-
鹿 児 島	100	16	84	10	-

3 活動内容別集落営農数

集落営農の活動内容（複数回答）をみると、「作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整」を行う集落営農が1,484と最も多く、次いで「農業機械を共同所有し、参加する農家で共同利用」が1,431、「農業機械を共同所有し、オペレーター組織が利用」が895の順となっています。

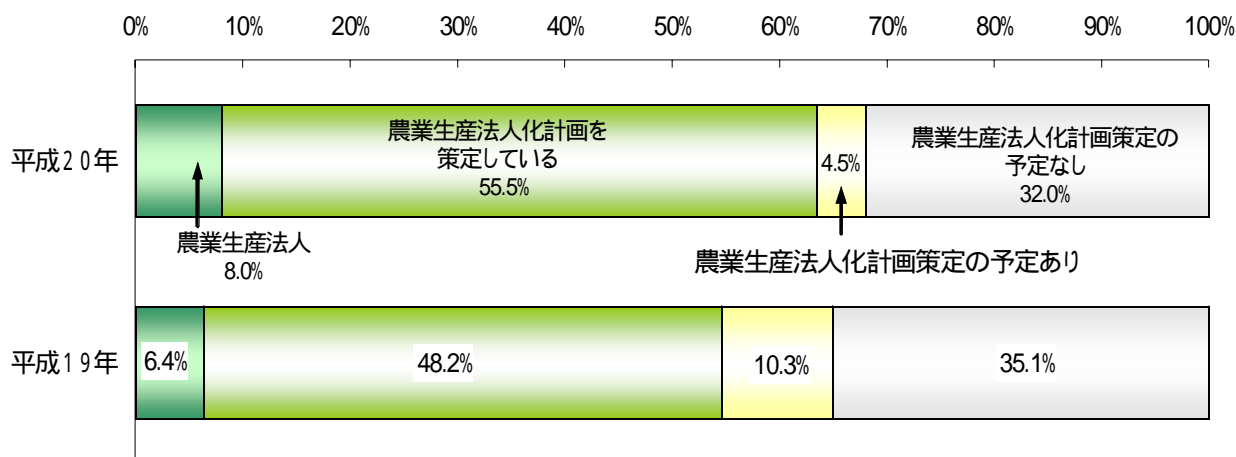
なお、「集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」は759で、前回調査時に比べ31（4.3%）の増加となっています。



4 農業生産法人化の状況

集落営農のうち、農業生産法人は8.0%となっています。また、現状では法人化していないが「農業生産法人化計画を策定している」が55.5%、「農業生産法人化計画の策定あり」が4.5%となっており、既に農業生産法人となっているものとこれらの法人化の意向を持っているものを合わせると全体の68.0%となっています。

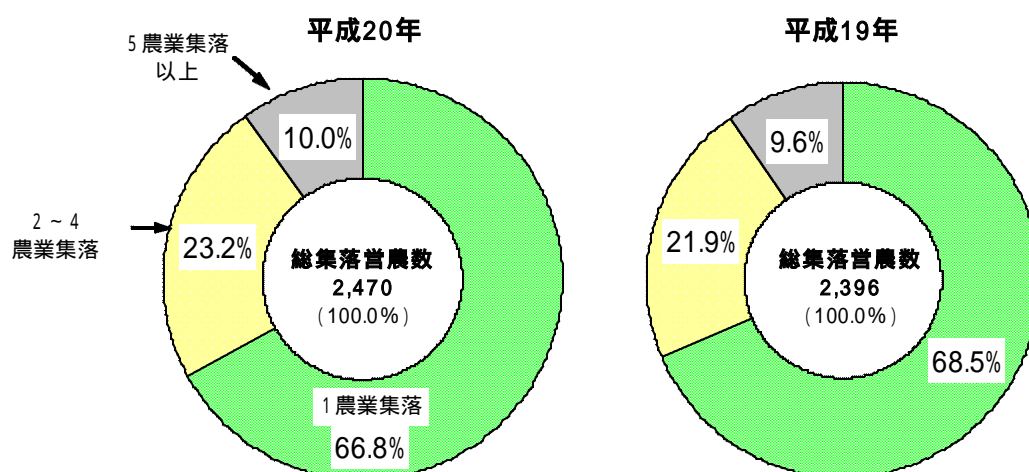
図4 農業生産法人化の状況別割合（九州）



5 集落営農の構成

集落営農を構成する農業集落数規模別の集落営農数は、「1 農業集落」で構成される集落営農が最も多く全体の66.8%、次いで「2～4 農業集落」が23.2%、「5 農業集落以上」が10.0%となっています。

図5 農業集落数規模別の集落営農数（九州）

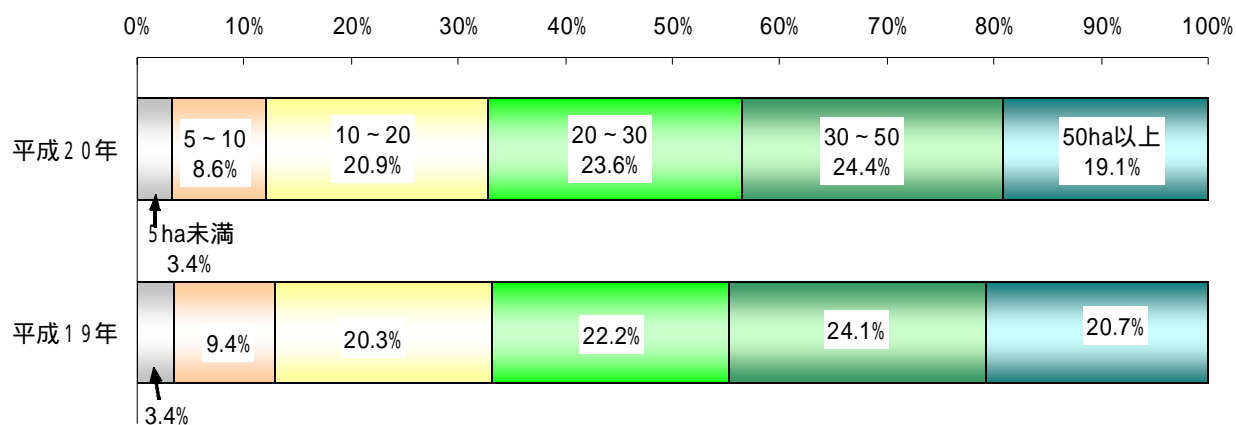


6 集落営農による農地の集積状況

農地の集積面積（経営耕地面積 + 農作業受託面積）は9万3千haとなっており、集積面積規模別の分布をみると、20ha以上の集落営農がこの集積面積の67.1%を占め、10ha以上でみると88.0%を占めています。

また、前回調査時と比べると10～20、20～30、30～50haの規模の階層が増加しています。

図6 農地の集積面積規模別割合（九州）



【調査の概要】

1 調査（統計）の目的

本調査は、集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

調査は、全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。

3 調査事項

- (1) 集落営農数
- (2) 法人化の状況
- (3) 構成員
- (4) 経営規模の状況
- (5) 活動・取組内容
- (6) 経理状況
- (7) その他集落営農の実態を把握するために必要な事項

4 調査の時期

平成20年2月1日現在。

5 調査の方法

調査は、センターから調査対象に対して調査票を郵送、電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告調査の方法により行った。

6 推計方法

各市区町村ごとの調査結果を単純積み上げとした。

7 目標（実績）精度

調査は、全数調査のため、目標精度及び標準誤差はない。

8 用語の解説

本調査における集落営農とは、「集落」を単位として^{注1)}農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農をいう。

このため、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の対象となる集落営農とは必ずしも一致しない。

注1) 集落を単位として

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位として
いること。（他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、
複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。）なお、集落を構成す
る全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集
落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含
めた。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落
としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位
とした。

注2) 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意
集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用
機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまと
まりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基
づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託
を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (3) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運
営している。
- (4) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業
の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単
位での土地利用、営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で(農業用機械を利用した農
作業以外の)農作業を行っている。
- (6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には
含まないこととした。

農業用機械の所有のみを共同で行う取組。

栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

9 その他

この資料の数値は概数であり、確定値は平成20年12月刊行予定の『平成20年集落営農
実態調査報告書』に掲載する。

この統計調査で使用しているデータは、以下のアドレスからご利用いただけます。

【http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/ht_all.html】

都道府県結果は農林水産省ホームページ中の農林水産統計データに掲載しています。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

分野別分類は「農家数、担い手、農地など」に分類しています。

【問い合わせ先】

九州農政局統計部経営・構造統計課

構造統計第2係 諸石

電話:(代)096(353)3561 内線4735

(直)096(353)7559